

甲選管告示第 28 号

令和 7 年 10 月 19 日執行の甲賀市議会議員一般選挙における、期日前投票所及びその投票所の設ける期間は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 41 条第 1 項の規定を準用した同法第 48 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 12 日

甲賀市選挙管理委員会
委員長 谷 村 定 義

期日前投票所名	施設の名称	所在地	設ける期間
水口期日前投票所	甲賀市役所別館	滋賀県甲賀市水口町 水口 6053 番地	10 月 13 日から 10 月 18 日まで
土山期日前投票所	土山地域市民センター	滋賀県甲賀市土山町 北土山 1715 番地	10 月 13 日から 10 月 18 日まで
甲賀期日前投票所	甲賀地域市民センター	滋賀県甲賀市甲賀町 相模 173 番地 1	10 月 13 日から 10 月 18 日まで
甲南期日前投票所	甲南地域市民センター	滋賀県甲賀市甲南町 野田 810 番地	10 月 13 日から 10 月 18 日まで
信楽期日前投票所	信楽地域市民センター	滋賀県甲賀市信楽町 長野 1203 番地	10 月 13 日から 10 月 18 日まで